

東京都農業政策に関する建議

～ 担い手の確保と農業経営の確立に向けた支援の強化を ～

東京の農業は各地域の環境に適応した多様な農業経営によって担われており、農地が保全されることで多面的な機能が維持されている。

農業・農地に対して都民が期待する役割が今後も発揮されるためには、こうした経営体が次世代にも受け継がれるとともに、時代に適応した新たな発展や課題を乗り越えるための経営改善がはかられる必要がある。

よって、東京都におかれてはこうした経営体に対する支援のさらなる強化に向けて下記事項を実現されるよう、東京都農業会議第117回総会の総意をもって建議する。

記

1. 農業後継者の確保対策の確立

農業後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには就農当初の所得確保が重要であることから、都独自の「農業後継者育成給付金事業」（仮称）を創設すること。

2. 都市農業の振興に関する計画の策定

都市農業振興基本法が施行されたことを受け、農業振興の基本方針や都市農地の保全法策を定めた地域計画を策定すること。なお、策定にあたっては農業者や関係機関と十分に協議すること。

3. 生産緑地買い取りのための基金の創設

農業者と市民を結ぶ農業公園など良好な環境を維持する農的空間を計画的に確保するため、区市町村が買い取り申し出がされた生産緑地を取得する際に活用できる安定的な財源として「都市農地保全基金」（仮称）を創設すること。

4. 学校給食に地元産農産物を供給する体制作りへの支援

都内の区市町村や関係団体では、学校給食の食材に地元産の農産物を使用するために様々な取組を行っている。また、農業者にとっても学校給食は安定した出荷先としての位置付けが高まっている。

地域内にある複数の学校に地元産の農産物を安定して納入するためには、集荷と配達を効率的に行う体制が必要であることから、出荷組織等が集出荷体制を構築するために必要な車両や保冷設備等の導入を支援する事業を創設すること。

5. 島しょ地域における農産物出荷体制の再構築への支援

島しょ地域においては、農産物の出荷体制を再構築する必要がある町村の農業者組織や自治体に対し、各島ごとに異なる課題を踏まえ、関係組織・団体と連携して積極的に支援を行うこと。

6. 補助事業の拡充と要件等の見直し

東京農業においては個々の農家ごとに規模も作目も異なる多様な展開をはかっていることが特徴である。そうした個別経営体の幅広い取組を後押しできるよう、補助事業については農業機械の導入を含め対象事業や要件を拡充すること。

また、経営改善に効果があると判断される場合には、農家が持つ既存の施設の改良も対象とすること。

7. 穀物等を生産する農業者への支援

東京の食料自給率の向上や遊休農地の発生防止にも資することから、小麦や大麦、菜種、大豆、飼料作物等を栽培する農業者に対し、必要な機械の導入や技術指導等の支援を強化すること。

8. 有害鳥獣対策の強化

農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地発生の一つの要因ともなっている有害鳥獣等の被害を防止するため、農業者や農業団体、自治体等が取り組む駆除や防護の取組を積極的に支援すること。

さらに、都市地域にあっても近年、有害鳥獣の増加が深刻化しており、農業生産はもとより都市住民の生活環境にも影響を及ぼしていることから有効な対策を早急に構築すること。

9. 農業委員会の組織体制の強化

担い手の確保や農地の利用最適化、都市農地の保全等に関して農業委員会が果たすべき役割は改正法が施行された後も引き続き非常に重要である。よって、国に対し農業委員会交付金の拡充を求めること。

平成27年8月18日

第117回東京都農業会議通常総会